

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	19-6
許認可等の種類	愛玩動物看護師法附則第2条第1号ハ及びニの規定による愛玩動物看護師養成所の指定取消し			
根拠法令条例等・条項	愛玩動物看護師養成所指定規則附則第4条第2項の規定により読み替えて適用する同規則第8条			
許認可等の概要	愛玩動物看護師法附則第2条第1号イ及びハの規定に基づく養成所の指定取消し申請の事務処理			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】 ①愛玩動物看護師養成所指定規則(令和3年10月29日 農林水産省・環境省令第7号) ②愛玩動物看護師養成所指導ガイドラインについて(令和3年12月13日付け3消安第4706号及び環自総発第2112135号 農林水産省消費・安全局長及び環境省自然環境局長通知)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(申請が稀であり、標準処理期間の設定が困難であるため)			
期間の制定根拠	—			